

# 死亡届出に伴う手続き及び各種証明について

諏訪市役所 市民課  
0266-52-4141

このたびは、謹んでお悔やみ申し上げます。

故人の死亡届に伴い、下記のお手続きをしていただきますようお願いいたします。なお、手続きの期限は特段定めていませんが、1カ月程度を目安としてお手続きをお願いできれば幸いです。

## 【必要な手続き】

チェック	お手続き内容	場 所	持 ち 物
1 <input type="checkbox"/>	印鑑登録証(カード)の返却	1階 市民課市民係 ②番窓口	■印鑑登録証(カード) [ハサミ等で裁断し、自宅で破棄しても可]
2 <input type="checkbox"/>	住民基本台帳カード (住基カード)の返却	1階 市民課市民係 ②番窓口	■住民基本台帳カード(住基カード) [窓口でカード返納届の記入をしていただきます]
3 <input type="checkbox"/>	介護保険の手続き	2階 高齢者福祉課 介護保険係	◎対象者：65歳以上の人／ 40～64歳で要介護認定を受けている人 ■介護保険被保険者証 ■認め印 ■介護保険料精算用のご遺族の口座番号
4 <input type="checkbox"/>	障がい者手帳の返却	2階 社会福祉課福祉係	◎対象者：障がい者手帳を持っている人 ■障がい者手帳 [窓口で手帳返却の届出を記入していただきます]
5 <input type="checkbox"/>	年金の手続き	1階 市民課市民窓口係 ⑤番窓口	受給していた年金の種類により手続き先が異なります。 <u>詳しくは別紙「死亡時における年金手続きについて」をご覧ください。</u>
6 <input type="checkbox"/>	国民健康保険の手続き	1階 市民課国保医療係 ⑥番窓口	■国民健康保険証 ■認め印 ■葬祭費振込用のご遺族の口座番号
7 <input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険の手続き	1階 市民課国保医療係 ⑦番窓口	■後期高齢者医療被保険者証 ■認め印 ■葬祭費・高額医療費振込用のご遺族の口座番号
8 <input type="checkbox"/>	市税関連の手続き (市県民税・固定資産税・軽自動車税等)	1階 税務課⑧～⑩番窓口	<u>お手数ですが、直接税務課にご確認をお願いします。</u>
9 <input type="checkbox"/>	水道・温泉に関する手続き	水道局 1階営業課	<u>別紙「水道・温泉使用者(所有者)死亡に伴うお手続きについて(お願い)」をご覧ください。</u>
10 <input type="checkbox"/>	土地・家屋の登記等に関する手続き	長野地方法務局 諏訪支局	相続登記の手続きについては、長野地方法務局諏訪支局へお問合せください。 ☎52-1043 ※法定相続情報証明制度が利用できます。

※休日に死亡届を提出された場合で、必要な手続きについての説明をご希望の方は、まず、1階市民課市民係①番窓口にお越しいただきますよう、お願いします。

裏面に続く

■各種証明の請求について（死亡届出により戸籍と住民票に死亡の記載をします）

1. 戸籍（除籍）全部事項証明〔戸籍謄本（除籍謄本）〕

□諏訪市に本籍がある方	□諏訪市に本籍がない方
<p>発行予定日 _____</p> <p>故人について死亡の記載がされて、除籍された証明を発行できるようになるまでに、<u>届出から（休日を除いて）7～10日程度</u>掛かります。</p> <p><u>「住基カード」や「マイナンバーカード」を利用したコンビニ交付サービスで戸籍を取得される場合も、この期間中は発行できなくなります。</u>なお、除籍全部事項証明(除籍謄本)や故人についての抄本(戸籍個人事項証明(戸籍抄本))はコンビニ交付サービスで取得できませんので、市役所で取得をお願いします。</p>	<p><u>諏訪市では請求できません</u></p> <p>当市で死亡届を審査後、本籍市区町村に送付します。死亡届到着後に戸籍の記載がされます。（自治体により処理時間が異なりますが、通常はお届けいただいてから戸籍記載までに約2～3週間かかると思われます。）詳しくは本籍市区町村にお問合せください。</p>

【戸籍を取得する際の注意点】

■戸籍は“証明してほしい人”と“戸籍を取得したい人”との関係が『配偶者』または『直系親族(祖父母-父母-子-孫の関係)』である場合に取得することができます。それ以外の関係の場合、基本的に“証明してほしい人”の直系親族が記入・押印した「委任状」が必要となります。

故人について、「父母・祖父母がお亡くなりになっており、故人が“未婚者”または“結婚はしたが配偶者がお亡くなりになっている”、故人の子がいない」場合で、戸籍の取得が必要な場合はご相談ください。

■“証明してほしい人”と“戸籍を取得したい人”との関係が『直系親族』であったとしても、当市の戸籍で直系親族であることが確認できない場合には、そのことが証明できる戸籍謄本・抄本を提示していただく場合があります。

■戸籍を取得するためには『本籍』『戸籍の筆頭者氏名』が必要となります。なお、戸籍の筆頭者がお亡くなりになったとしても、基本的に戸籍の筆頭者は変更することはありませんので、ご注意ください。

■故人についての銀行口座手続き・年金手続き・相続等で必要となる戸籍は手続内容によって異なります。提出先に「誰について、どのような内容が記載されている必要があるのか」をよくご確認の上、ご請求いただきますようお願いいたします。

- (例) ・お亡くなりになった方の死亡の記載のある戸籍
- ・お亡くなりになった方の出生から死亡まで／婚姻から死亡までの戸籍
  - ・手続きを取る方とお亡くなりになった方との関係がわかる戸籍
  - ・お亡くなりになった方の配偶者や子供全員がわかる戸籍

なお、出生から死亡まで／婚姻から死亡までの戸籍を取得する場合、一つの自治体で全ての戸籍を取得することができない場合があります。(例えば、生まれた時の戸籍が「A市」→結婚して夫婦の本籍を「B市」とした→引っ越しを「C市」にした際に“転籍届”をして本籍も「C市」に異動した→「C市」で亡くなった…という場合、出生から死亡までの戸籍を取得する場合は「A・B・C市」の3市にまたがって戸籍取得の手続きをしなければならない可能性があります。)

## 2. 死亡届の記載事項証明書（死亡診断書の写し）

証明を発行できるようになるまでに、届出から（休日を除いて）7日ほど掛かります。

お急ぎの場合はご相談ください。なお、この証明書は発行条件があります。必要になった場合には、届出人または直系のご親族の方が運転免許証や健康保険証+病院の診察券などのご本人確認できるものと、保険証書・契約書などの契約書原本をお持ちください。

なお、ご提出いただいた死亡届は本籍地や本籍地を管轄する法務局へ送付し、その場所で保管されることになるため、この証明書を請求された時期等によっては当市において発行できない場合があります。(場合によっては、故人の本籍地や本籍地を管轄する法務局へ出向いていただく場合があります。) その他、詳しくは係員にお尋ねください。

## 3. 除かれた住民票（除票）

故人について死亡の記載がされた住民票を「除かれた住民票（除票）」といいます。

□諏訪市に住所のある方	□諏訪市に住所がない方
<p><u>除かれた住民票は届出の翌日（休日を除く）から請求が可能です。</u></p> <p>なお、「住基カード」や「マイナンバーカード」を利用したコンビニ交付サービスで除かれた住民票を取得することはできませんので、市役所で取得をお願いします。</p>	<p><u>諏訪市では請求できません</u></p> <p>当市で死亡届を審査後に住民票のある市区町村へ郵送連絡をする関係上、すぐに住民票への反映がされません。(当市から住所のある市区町村へ連絡をするまでに、死亡届提出から3日～1週間程度必要です。) 詳しくは住民登録している市区町村にお問合せください。</p>

### 【除かれた住民票（除票）を取得する際の注意点】

■除かれた住民票は、同居、別居を問わず、自己の権利行使や義務履行のために必要な場合や官公庁へ提出が必要な場合または利害関係人のみ請求者となることができます。また、請求書へ「理由」や「提出先」をご記入いただく必要があります。

なお、除かれた住民票を代理人が請求する場合は、委任状が必要です。委任状には、委任内容のほか請求理由と提出先も委任者が記入してください。

請求理由と提出先の例：

故人の未支給年金の請求のため、配偶者が年金事務所へ提出するため

故人の銀行口座解約のため、長男が〇〇銀行へ提出するため

故人の生命保険の解約手続きのため、受取人である長女が〇〇保険会社へ提出するため

■故人についての“マイナンバー(個人番号)入り”の除かれた住民票は、発行できません。

住民基本台帳法の規定により故人のマイナンバーは、除かれた住民票に記載することができません。

※その他、ご不明な点はお問合せください。

### <委任状について>

戸籍や住民票を代理人が請求する場合には委任状が必要です。

**委任状は、次の事項を委任者がすべて記入してください。**

○委任する方の住所、氏名、押印、生年月日、連絡先（電話番号）

○代理人（窓口に来る人）の住所、氏名、連絡先（電話番号）

○委任する内容

委任状は、市民課記載台に備え付けてある「住民票・記載事項証明等請求書」や「戸籍関係証明書交付請求書」の裏面、諏訪市ホームページ上（「住所等の異動届出・証明書申請時の委任状について」のページ：<http://www.city.suwa.lg.jp/www/service/detail.jsp?id=8688> ほか）、市民係

②番窓口で配布していますので、必要に応じてご利用ください。

なお、委任状は、お手元の便せん等で作成していただいても構いません。

お問合せ：諏訪市役所市民課市民係  
電話：0266-52-4141（内線 111～113）

## 4. 交通災害見舞金について

■諏訪市に住民票がある人（外国人を含む）が、交通事故による災害を受けた場合に見舞金を支給する制度があります。

見舞金の額　　死亡の場合　12万5千円

申請期限　　事故発生日から2年以内

※詳しくはお問合せください。

お問合せ：諏訪市役所市民課市民窓口係  
電話：0266-52-4141（内線 116）